

平成 26 年 2 月 20 日

お客様各位

石巻商工信用組合

## 消費税率改正に伴う諸手数料変更のお知らせ

この度の消費税法の一部改正により平成 26 年 4 月 1 日から消費税率が 5 % から 8 % に変更及び印紙税の非課税対象金額が 3 万円未満から 5 万円未満に変更されることに伴い諸手数料を変更し、新消費税率の 8 % を適用させていただきますので、何卒ご理解賜りますようお願い致します。

尚、4 月 1 日以降、従来の手数料表示がされたパンフレットや説明書がお手元に届いた場合は、手数料について消費税率を 8 % に読み替えてご利用いただけますよう、お願い申し上げます。

※消費税が課税される諸手数料の例

- ATM ご利用手数料      ○振込手数料      ○為替手数料
- 各種発行手数料      ○でんさいネットサービス関係手数料
- 各種ローン取扱手数料    等

ご不明な点がございましたら、お近くの支店窓口までお尋ねください。

以 上